

令和2年度

著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験
公募要領

令和3年 1月
東京国道事務所

1. 目的

本社会実験は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の会場となる新国立競技場周辺において、今後、外国人も含む観光客等の増加が見込まれることから、官民連携により広告料収入を活用した歩行者の利便増進に資する著名地点標識及び地図標識（以下「地図標識等」という。）の整備及びその継続的な更新・管理運営を実施し、歩道上に設置する地図標識等及び広告板の安全性、設置位置や情報提供内容の検証、東京国道事務所における屋外広告物の運用マニュアルを作成することを目的とした「著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験」（以下「本実験」という。）を実施するものです。

2. 実験概要

(1) 整備対象施設等

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に定める看板

①地図標識（著名地点標識を添架） ②広告板

※本件の「地図標識」については、前記1の目的をふまえ、業務の実績を有する実験参加者の柔軟な発想で、広範な情報を掲載できるように、占用物件としては看板として取り扱うこととしている。

※本実験においては、①②を占用物件とします。

なお、地図標識等、広告板の詳細は、別紙1【著名地点標識を添架した地図標識及び広告板】基本条件、維持管理・運営に関する条件等」のとおり。

(2) 実験場所（別紙1の資料1参照）

所在地 東京都港区北青山一丁目 ほか （計4箇所）

(3) 実験期間

令和3年7月上旬～令和6年3月下旬（予定）

(4) 実施主体

本実験の実施主体は、東京国道事務所とする。

なお、本実験の運営にあたっては、「著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験協議会（以下「本協議会」という。）を設置し、委員は下記を予定している。

国土交通省関東地方整備局道路部
国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
警視庁
東京都
港区
有識者

注) 本公募により選定された実験参加者にも委員として参加して頂きます。

<本協議会の役割>

- 本実験の運営
- 運営に関して生じた協議事項の審議
- 安全性・社会的な効果に関する分析・評価

(5) 実験スキーム

実験参加者は「2. (2)」において、著名地点標識を添架した地図標識及び広告板の整備及び維持管理・運営を行ってください。

本協議会では、本実験による①地図標識等及び広告板の設置に伴う歩行者の通行環境や自動車運転手へ与える影響検証、②地図標識等及び広告板の設置位置や地図標識等の情報提供内容の検証を実施します。また、③東京国道事務所における屋外広告物の「運用マニュアル」を作成します。

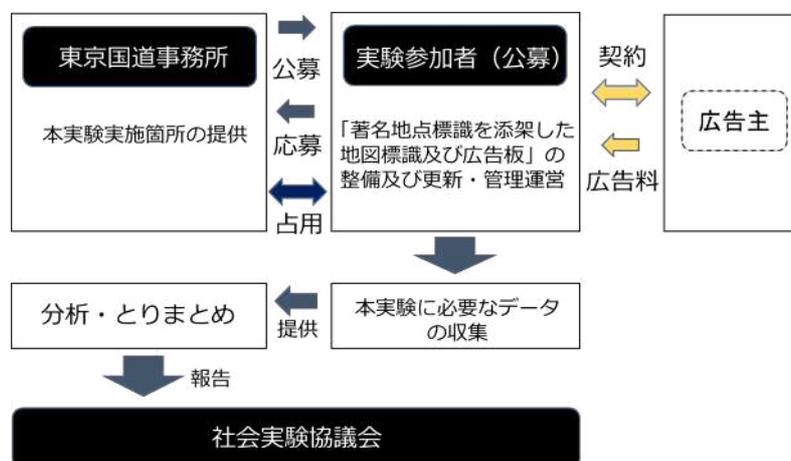


図 実験スキーム

(6) 主な検証項目

- ①地図標識等及び広告板の設置に伴う歩行者の通行環境や自動車運転手へ与える影響検証
- ②地図標識等及び広告板の設置位置や地図標識等の情報提供内容の検証
- ③東京国道事務所における屋外広告物の「運用マニュアル」の作成

(7) 運用マニュアル作成への協力

本実験の実施結果を踏まえ作成する、東京国道事務所における屋外広告物の「運用マニュアル」について、その作成への協力をお願いします。

運用マニュアルは、東京国道事務所管内における広告物掲出に向け、「設置位置」「色彩及び文字のデザイン」「広告板の規格・内容」などの審査基準（案）を作成するものです。

(8) 実施区分

本実験における東京国道事務所と実験参加者の実施区分は以下の区分に基づくものとします。

表 施工区分、管理区分及び財産区分

項目	施工区分		管理区分		財産区分	
	東京国道事務所	実験参加者	東京国道事務所	実験参加者	東京国道事務所	実験参加者
著名地点標識	—	○	—	○	○	—
地図標識	—	○	—	○	—	○
広告板	—	○	—	○	—	○

表 効果分析区分、地域貢献活動区分

項目	細目	東京国道事務所	実験参加者
効果分析区分	・本実験に必要なデータの収集※1	○	○
	・社会的効果の分析・とりまとめ	○	—
	・運用マニュアルの作成	○	—
地域貢献活動	・地域貢献活動の実施	—	○
	・地域貢献活動状況の確認	○	—

※1 本実験に必要なデータの収集は、東京国道事務所及び実験参加者で協議するものとします。

(9) 整備対象施設等の設置に伴い道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために求める措置（以下「公共貢献」という。）

公共貢献とは、日常的な道路の点検、道路区域内の清掃など道路維持管理への協力的行為をいい、必須項目と実験参加者からの提案（選択）項目の2種類に分けている。

【様式8】公共貢献：道路維持管理への協力

「1. 公共貢献（必須項目）」は、必ず実施しなければならない項目。

「2. 公共貢献（選択項目）」は、実験参加者が実施可能な行為を提案（選択）する

項目。

上記作業の履行方法（実施体制、方法、頻度等）等について別途道路管理者と協議のうえ、覚書等の締結を要する。

(10) 占用料の額について

2, 500円（1 m²当たりの年額）

※ 上記は基準単価です。

各広告物の占用料については、基準単価に実際の表示面積を乗じた額となります。また、各広告物の占用料の総額を年間の占用料として納めていただくこととなります。なお、各実験場所での最大の表示面積は、別紙1の資料3をご確認下さい。

道路法施行令別表 に定める単価 (R2.4.1占用料改定 後の新単価)	×	上記(9)を実施することにより、公共貢献するものと認め、平成25年7月1日付 国土交通大臣 国土交通大臣 第3号 道路局路政課長 通達「道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」を適用し、道路法施行令の額を90%減額する。	×	国土交通大臣 が定める期間	=	占用料の額 の最低額
--	---	--	---	---------------	---	---------------

$$25,000 \times \frac{(100-90)}{100} \times 1年 = 2,500$$

実験参加者は、上記2. (9)のとおり、公共貢献として地図標識等の整備及び更新その他の維持管理等を負担していただくことから、占用料については道路法施行令別表に定める単価から90%を減額することとしています。

なお、本実験期間中、関係機関との調整により占用料及び公共貢献の内容を変更しなければ実験継続が不可能となる場合は、道路管理者との協議により占用料及び公共貢献の内容を変更できることとします。

(11) 本実験で設置する著名地点標識を添架した地図標識及び広告板の基本条件、維持管理・運営に関する条件等は別紙1を想定していますが、実験期間中に関係機関と協議を行い変更することは可能とします。なお、関係機関との協議のために必要な資料等は実験参加者にて作成することとします。

- (12) 広告の掲出にあたっては、東京都屋外広告物条例の特例許可が必要となりますので、実験参加者にて許可申請資料を作成の上、社会実験協議会の承認を得た上で特例許可を取得してください。詳細については、別紙1【広告板に関する条件】をご確認下さい。

3. 実験参加者の公募要件

- (1) 本社会実験の目的を理解し、官民連携による地図標識等の整備及び維持管理を実施する意欲のあるもの。
- (2) 本社会実験の内容を実施する能力を有する法人であること。
なお、能力を有する法人とは、「4. (1)」添付書類一覧表の「事業者の信用・資力及び事業の安定性」及び「業務実績」の要件を満たすものとする。
※複数の法人で構成されたグループで運営を行う場合には、構成法人の中から代表を決め応募申請書に明記すること。
- (3) 実験参加者（役員その他経営に実質的に関与している者（複数の法人で構成されたグループで運営を行う場合には、各構成法人の役員その他経営に実質的に関与している者）を含む。）は、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 「『著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験』参加規約（別添1）」を遵守する旨の確認書（様式4又は様式5）を提出できる者。
- (5) 過去5年間（平成27年度以降応募申請書提出の期限の日までの間）に次に示す実績を有すること。（複数の法人で構成されたグループで運営を行う場合、構成法人のうち1者分の実績で可。）

直接あるいは委託を受けて地図標識、観光案内看板、案内サインのうち、整備又は維持管理を行っていること、又は指定管理者（地方自治法に定める指定管理者制度に基づく指定管理者をいう。以下同じ。）であること。

4. 応募要領

- (1) 応募申請書の作成要領

応募者は以下の添付書類一覧表の書類に必要事項を記載のうえ提出してください。
複数の法人で構成されたグループで運営を行う場合には、構成法人の名称を全て明記し、その中から代表者を決めて応募申請書を作成してください。
なお、提出された応募申請書に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容

の追加、修正を求めることがあります。また、本公募要領において示した事項以外の内容を含む応募申請書については、無効とすることがあります。

添付書類一覧表

公募要件		記載及び留意事項	
実験参加者の信用・資力 及び事業の安定性	地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者。	以下を提出して下さい。 ① 定款・約款 ② 国税に関し未納がないことを証する納税証明書（本社の所在地を所轄する税務署にて交付のもの） ③ 市長村税に関し未納がないことを証する納税証明書（当該市町村の税窓口にて交付のもの） ④ 履歴事項全部証明書 ⑤ 印鑑証明書 ⑥ 補足資料（企業概要、財務諸表に類するもの） ※複数事業体の場合は構成事業体等全者の書面を提出してください。	
	応募申請書	様式 1	
	応募者の概要	様式 2	
	構成法人の概要	様式 3	
	確認事項（単独事業体での応募）	様式 4	
	確認事項（複数事業体での応募）	様式 5	
実績証明	業務実績	様式 6	平成 27 年度以降応募申請書提出の期限の日までの間において、以下の実績を必要としますので、その事業内容等を記載願います。 直接あるいは委託を受けて地図標識、観光案内看板、案内サインのうち、整備又は維持管理を行っていること、又は指定管理者であること。
	東京都屋外広告条例の屋外広告物許可の実績		平成 27 年度以降応募申請書提出の期限の日までの間に許可を受けた、以下の実績があれば記載してください。 直接あるいは委託を受けて東京都における屋外広告物許可の実績。

検証への協力	実験における国土交通省へのデータの提供	様式7	
公共貢献	・地図標識等の整備及び維持管理等（必須項目） ・道路維持管理への協力（選択項目）	様式8	様式8に示す選択項目について、実験参加者において行える維持管理行為を選択してください。

※ 複数の法人で構成されたグループで運営を行う場合、様式2、様式3については、全ての法人の分を、様式6については、構成法人のうち1者分を提出してください。

(2) 応募申請書の提出期限、提出先及び提出方法

① 提出期限

令和3年1月29日（金）18時まで【必着】

※ 持参する場合、土曜日、日曜日、休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。))を除く毎日、9時15分から18時00分までとする。

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

② 提出先

〒102-8340

東京都千代田区九段下1-2-1 九段第3合同庁舎16階

東京国道事務所 交通対策課

電話03-3512-9061

E-mail: ktr-tizuhyousiki2020@gxb.mlit.go.jp

③ 提出方法

上記②へ持参又は郵送若しくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）。

※様式8については、提出後、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

(3) 公募要領に関する質問書

公募要領の内容について質問がある場合には、書面（自由様式）にて質問を受け付けます。

なお、提出された応募申請書についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

① 質問書の提出方法

メール又は郵送若しくは託送によるものとします。メールの場合の使用ソフトはワード又は一太郎とします。※電話、その他の方法によるものは、受け付けません。

メールの場合は送信後、また、郵送等の場合は後日速やかに、提出先に対して、必ず着信等を確認してください。なお、質問書における「質問事項」の欄には、質

問者が特定される内容（類推される場合を含む。）を記載しないでください。このような質問があった場合には、回答を行わない場合があります。

② 提出先

〒102-8340

東京都千代田区九段下1-2-1 九段第3合同庁舎16階

東京国道事務所 交通対策課

電話：03-3512-9061

E-mail：ktr-tizuhyousiki2020@gxb.mlit.go.jp

③ 質問書の提出期間

令和3年1月19日（火）18時まで

④ 質問書に対する回答

令和3年1月22日（金）までに東京国道事務所ホームページへ掲載します。

5. 実験参加者の選定

(1) 選定方法

提出書類に基づいて、東京国道事務所が、審査及び実験参加者の選定を行います。

① 実験参加者の選定にあたっては、上記4.（1）応募申請書の内容を評価し、総合点の最上位1者に決定します。

② 最上位者が2者以上あるときは、くじを引かせて決定します。くじ引きの日程等は、必要が生じた際に連絡します。

(2) 選定基準

評価については、以下の選定基準の評価項目により評価を行います。

詳細な加点・評価内容は【様式6、様式7、様式8】に示します。

表 選定基準の評価項目

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価のウェイト
参加要件	地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者。	参加要件が不良である者については選定を行わない。	必須
	『『著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験』参加規約（別添1）』を遵守す	確認書を提出できる者。	必須

	る旨の確認。		
実績及び能力 ※様式6を参照	過去5年間の履行実績	以下の実績を有する者。 直接あるいは委託を受けて地図標識、観光案内看板、案内サインのうち、整備又は維持管理を行っていること、又は指定管理者（地方自治法に定める指定管理者制度に基づく指定管理者をいう。）であること。	必須
	過去5年間の東京都屋外広告条例の屋外広告物許可の実績	直接あるいは委託を受けて東京都屋外広告条例における屋外広告物許可の実績を評価する。 ※許可書の写しが添付されていない場合は加算しない。	有り 20点 無し 0点
検証への協力 ※様式7を参照	実験における国土交通省へのデータの提供	データの提供項目数により優位に評価する。	加点式 40点
公共貢献 ※様式8を参照	公共貢献について（周辺道路の維持管理への協力等）	地図標識を設置する周辺道路について、歩道の清掃の負担について、数多く実施する場合について優位に評価する。	加点式 40点

- ・「実績及び能力」の「過去5年間の履行実績」は、応募参加資格になっていますので、該当が無い場合は応募できません。

(3) 確認書の取り交わし

実験参加者は選定通知受領後、東京国道事務所と確認書（別添2）を取り交わすこととします。

6. 実験参加者選定までのスケジュール

- ① 実験参加者として選定された者に対しては、その旨を書面にて通知します。
また、実験参加者として選定されなかった者に対しては、その旨と理由を書面にて通知します。
- ② 公募から実験参加者の選定までのスケジュールは以下のとおりです。
令和3年 1月 8日（金）公募開始
令和3年 1月 29日（金）公募〆切
令和3年 2月 4日（木）実験参加者の選定通知

7. 道路占用及び広告掲出の許可

実験参加者は、整備対象施設等の整備にあたっては、占用許可申請を行い、占用許可を得てください。占用許可申請に必要な関係機関との協議は実験参加者にて行うこととします。

なお、掲出する広告については東京都屋外広告条例の特例許可が必要となります。特例許可を得るための審査資料は実験参加者にて作成することとします。

8. その他

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。

(2) 応募申請書の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された応募申請書の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。

(4) 提出された応募申請書について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、応募参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。

(5) 応募申請書の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

(6) 選定されなかった応募申請書は、原則として返却いたしません。

(7) 本実験期間が満了した場合又は占用を廃止した場合においては、道路管理者の指示により、当該占用場所を現状に回復し、設置した著名地点標識は道路管理者へ引き渡すものとします。

ただし、実験参加者から占用許可更新の申し出があった場合は、1回に限り占用許可の更新（占用期間は最大5年）を認めます。

なお、占用許可の更新は、本協議会において安全性等問題ないと認められた場合とし、本協議会で定める「運用マニュアル」により占用物件を取り扱うこととします。

(8) 前記（7）において、設置期間の延長を行い占用期間が満了した場合又は占用を廃止した場合は、道路管理者の指示により、当該占用場所を現状に回復し、設置した著名地点標識は道路管理者へ引き渡すものとします。

ただし、地図標識、広告板の処理方法については、道路管理者との協議により決定します。

著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験 参加規約

(目的)

第1条 本参加規約（以下「本規約」という。）は、著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験（以下「本実験」という。）の施行にあたり、著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験協議会（以下「本協議会」という。）に実験参加者が参加する上で必要な事項を定めることにより、社会実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とします。

(相互協力)

第2条 実験参加者は、本実験にあたり、本協議会に協力するものとします。

(行政上の手続き)

第3条 本規約に基づく本実験の施行に際し、施設の設置に伴う行政上の手続きや他の公共施設の管理者等との協議、調整は、原則として、別表1管理区分に基づくものとし、当該施設を管理する者が実施するものとします。

- 2 手続きに当該施設を管理する者以外の協力が必要な場合は、本協議会において協議の上、実施するものとします。

(本実験の役割)

第4条 実験参加者は、本実験に必要な施設を設置するものとします。

- 2 実験参加者は、検証項目等に関する分析のためのデータを提供するとともに、本協議会構成員および実験参加者として、本協議会の分析・評価に協力するものとします。
- 3 実験参加者は、別表1及び別表2の各項目実施に要する費用を負担するものとします。なお、この別表1及び別表2において定められていない事項は本協議会において協議の上、実施するものとします。
- 4 本規約に基づき設置完了後の実験施設の財産区分については、別表1によるものとします。

(本実験で収集した情報の利用目的)

第5条 実験参加者は、本実験で収集した情報は、その効果検証等のため、本協議会に提供が必要な場合は協力するものとします。

- 2 実験参加者は、前項以外の目的で本実験において収集した情報を利用する場合は、事前に本協議会に報告し協議する必要があります。

(本実験で収集した情報の取り扱い等)

第6条 実験参加者は、本実験で収集した情報を安全に管理し、情報漏えい等の防止に努めなければなりません。

- 2 本協議会は、本実験で収集した情報の確認後に、実験参加者の責により情報の漏えい等が生じた場合の一切の責任を負いません。

(成果等の公表)

第7条 本協議会及び実験参加者は、本実験で収集した情報を、個別の利用者を特定できないよう統計的に処理し、本協議会において協議の上、本実験の成果として公表することができることとします。

(特許等出願)

第8条 本協議会及び実験参加者が、社会実験の成果に基づく発明を行い、当該発明に係る特許等の出願を行おうとするときは、本協議会において協議するものとします。

(損害賠償等)

第9条 本実験の施行に起因して本協議会及び実験参加者に生じた損失は、本協議会の責に帰する場合を除き実験参加者が負担するものとします。実験参加者の責により、第三者に損害が及んだときは、実験参加者の負担において損害賠償等必要な措置を講じるものとします。

- 2 本実験の施行に起因して、第三者から苦情があったときは、緊急対応を除き、本協議会及び実験参加者間で協議の上、必要な措置を講じるものとします。なお、措置に要した費用は、本協議会の責に帰する場合を除き、実験参加者が負担するものとします。
- 3 第三者に起因する事故において、実験施設が破損した場合の第三者への費用の請求は、別途「著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験」の実施に関する確認書により定めるものとします。
- 4 実験参加者は、地図標識等及び広告板の周辺で発生した事故においては、本協議会に速やかに報告するとともに、事故の対応に努めるものとします。

(実験施設の撤去)

第10条 本実験で実験参加者が設置した実験施設については、本実験期間終了後、速やかに実験参加者が撤去するものとします。ただし、本協議会において協議の上、双方の合意が得られた場合は、この限りではありません。

(本実験の期間)

第11条 本実験の期間は、令和6年3月下旬（予定）までとします。

(本実験参加の中止)

第12条 実験参加者が自らの都合で、本実験の参加を中止する場合は、本協議会及び実験参加者間で協議の上、本実験を中止できるものとします。なお、一度中止された場合、同一の実験参加者による再開をすることはできません。

(規約の変更)

第13条 本規約の内容を変更する必要がある場合は、本協議会において協議の上、本規約を変更できるものとします。

(その他)

第14条 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、本協議会により協議の上、定めるものとします。

別表1 施工区分、管理区分及び財産区分

項目	施工区分		管理区分		財産区分	
	東京国道事務所	実験参加者	東京国道事務所	実験参加者	東京国道事務所	実験参加者
著名地点標識	—	○	—	○	○	—
地図標識	—	○	—	○	—	○
広告板	—	○	—	○	—	○

別表2 効果分析区分、地域貢献活動区分

項目	細目	東京国道事務所	実験参加者
効果分析区分	・本実験に必要なデータの収集※1	○	○
	・社会的効果の分析・とりまとめ ・運用マニュアルの作成	○	—
地域貢献活動	・地域貢献活動の実施	—	○
	・地域貢献活動状況の確認	○	—

※1 本実験に必要なデータの収集は、東京国道事務所及び実験参加者で協議するもの
とします。

「著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験」の実施に関する

確認書（案）

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験」（以下「本実験」という。）の実施にあたり、相互の役割等について、次のとおり定める。

（目的）

第 1 条 この確認書は、甲、乙が本実験を実施する上で必要な事項を定めることにより、本実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（期間）

第 2 条 この確認書の期間は、確認書締結日から本実験終了までとする。

（相互協力）

第 3 条 甲、乙は、本実験の実施にあたり相互に協力するものとする。

（甲乙の役割）

第 4 条 本実験に係る甲乙の役割は別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

（事件・事故等の責任）

第 5 条 乙は、実験施設の設置又は管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与えたとき又は第三者と紛争を生じたときは、乙の責任において解決するものとする。

- 2 第三者に起因する事故において、実験施設が破損し原因者が判明している場合の原因者への費用の請求は、乙が行うものとする。
- 3 第三者に起因する事故において、実験施設が破損し原因者が不明の場合は、乙の責において行政上の手続きを行い、当該施設等の復旧を行うものとする。
- 4 地図標識等及び広告板に関する苦情の処理は、乙が行うものとする。
- 5 本実験の実施に伴う前項以外の第三者からの苦情の処理は、甲が行うものとする。

(確認書の変更)

第6条 この確認書を変更する必要があるときは、その都度、甲乙協議の上、変更するものとする。

(その他)

第7条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この確認書の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年〇〇月〇〇日

甲 国土交通省 関東地方整備局
東京国道事務所長 福本 充 印

乙 〇〇〇 〇〇〇 印

別表1 施工区分、管理区分及び財産区分

項目	施工区分		管理区分		財産区分	
	東京国道事務所	実験参加者	東京国道事務所	実験参加者	東京国道事務所	実験参加者
著名地点標識	—	○	—	○	○	—
地図標識	—	○	—	○	—	○
広告板	—	○	—	○	—	○

別表2 効果分析区分、地域貢献活動区分

項目	細目	東京国道事務所	実験参加者
効果分析区分	・本実験に必要なデータの収集※1	○	○
	・社会的効果の分析・とりまとめ ・運用マニュアルの作成	○	—
地域貢献活動	・地域貢献活動の実施	—	○
	・地域貢献活動状況の確認	○	—

※1 本実験に必要なデータの収集は、東京国道事務所及び実験参加者で協議するもの
とします。

【様式1】

令和 年 月 日

応募申請書

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所長 様

所在地

名称（法人）

代表者

印

記

著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験に、関係書類を添えて応募します。

応募者の概要

応募の対象	事業の様態	
	単独事業体	複数事業体
著名地点標識を添架した地図標識及び 広告板社会実験		

※応募対象と事業の様態の該当欄に○印を記してください。

名 称 (法人名等)	
所 在 地	〒
代 表 者	
連 絡 先	担当部署名： 担当者氏名： 電話番号： F A X： E - m a i l：

※1.本様式2は、単独事業体での応募と複数事業体による応募に共通です。

複数事業体による応募の場合は、代表する事業体の情報を本様式に記載してください。

2.複数事業体による応募の場合のみ、構成するすべての事業体等を様式3に記載してください。

構成法人の概要 〈※複数事業体による応募の場合〉

①	名 称 (法人)	
	連 絡 先	住 所： 部 署 名： 電 話 番 号： F A X： E - m a i l：
	役 割	
②	名 称 (法人)	
	連 絡 先	住 所： 部 署 名： 電 話 番 号： F A X： E - m a i l：
	役 割	
③	名 称 (法人)	
	連 絡 先	住 所： 部 署 名： 電 話 番 号： F A X： E - m a i l：
	役 割	
④	名 称 (法人)	
	連 絡 先	住 所： 部 署 名： 電 話 番 号： F A X： E - m a i l：
	役 割	

※1.①～④ で欄が不足する場合は適宜追加してください。

確認事項（単独事業者での応募）

本実験への参加にあたり、実験における相互の役割分担を示す「著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験」の実施に関する「確認書（案）」を、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長と締結することに同意します。

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所長 様

（応募者）

所在地

名称（法人）

代表者

印

確認事項（複数事業者による応募）

本実験への参加にあたり、実験における相互の役割分担を示す「著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験」の実施に関する「確認書（案）」を、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長と締結することに同意します。

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所長 様

(応募者)

所在地

名称（法人）

代表者

印

所在地

名称（法人）

代表者

印

所在地

名称（法人）

代表者

印

※応募者欄に不足がある場合は適宜追加してください。

平成27年度以降の業務実績

商号又は名称	
業務分類	地図標識 ・ 観光案内看板 ・ 案内サイン
業務名	
履行期間	
発注者名 委託者名 住所 TEL	
業務の概要	
東京都屋外広告条例 の屋外広告物許可の 実績	許可日： 広告物の種類：
備考 ※指定管理者の場合 はその旨記載	

注1) 業務分類には、該当する物件名に○をしてください。

注2) 当該業務の契約書等実績が確認できる書類の写しを添付してください。

注3) 東京都屋外広告条例における屋外広告物許可の実績がある場合、許可書の写しを添付してください。

公 共 貢 献

公共貢献:道路維持管理への協力

○ 下表に示す、道路管理者が行う維持管理等の行為のうち、

1. 公共貢献(必須項目)は事業者において必ず実施して頂く内容です。

2. 公共貢献(選択項目)は事業者において行える維持管理行為を○印にて選択してください。

○ 提出後においては、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

※ 選択項目の参考価格については、1年間実施した場合の実績金額を記載しています(単位:万円/年)。

1. 公共貢献(必須項目)

(1) 標識設置

実施内容	参考価格 (1基/万円)	
著名地点標識の整備等	40	必ず実施(計4基)

(2) 除草

実施内容	対象面積 (㎡)	参考価格 (円/回)	
除草(抜根除草) (国道246号上り線青山一丁目交差点～外苑前交差点間の 歩道部の植樹帯)	35	11,200	必ず実施

(3) 防災

実施内容	
地図掲載エリア内で、QRコードの提供を行う。	必ず実施

2. 公共貢献(選択項目)

(1) 歩道の路面清掃

評価点	負担する範囲	回数/年	参考価格 (万円)※	選択する項目に ○印をつける
0	負担なし	0	0	
10	対象区間の上り線+歩道橋(2橋)	1	9	
20	対象区間の上り線+歩道橋(2橋)	2	18	
30	対象区間の上り線+歩道橋(2橋)	3	27	
40	対象区間の上り線+歩道橋(2橋)	4	36	

※対象面積:歩道約4,000m²、歩道橋2橋100m²

【著名地点標識を添架した地図標識及び広告板】
基本条件、維持管理・運営に関する条件等

応募参加にあたっては、必ず以下の条件等も踏まえ実施してください。

○参考資料

- ＜資料1＞位置図・地図に表示する範囲
- ＜資料2＞設置可能箇所
- ＜資料3＞基準類一覧表・地図標識と広告板の寸法
- ＜資料4＞標識調書

1) 基本条件

【地図標識等に関する条件】

- ① 著名地点標識について、設置及び更新は実験参加者が行うものとし、表示する内容は道路管理者の指示に従ってください。
なお、設置面積は0.8㎡程度（横115~150cm、縦26cmの2枚分）を確保し、更新が容易な構造とすることとし、設置後は、速やかに道路管理者に引き渡せるよう、別途協議を行ってください。
また、設置及び更新に要する一切の費用は、実験参加者の負担とします。
- ② 地図標識は、＜資料3＞に示す基準等を参考に実施してください。地図内の表記その他は、原則、日本語及び英語の2カ国語とします。道路の利用者に応じ、英語以外の外国語の表記を追記できます。
- ③ 掲示する地図は別添の＜資料1＞に示す地図の範囲とします。
- ④ 反対の歩道からも地図標識等が見つけやすいように、裏面にも著名地点標識及びi（インフォメーション）マーク、住所等を表記してください。
- ⑤ 表記内容等について、実験参加者は道路管理者と協議し、道路管理者の指示に従ってください。

【広告板に関する条件】

- ① 広告板の周囲について、実験参加者は道路管理者が行う周辺の道路附属物（道路標識、防護柵等）の維持修繕・点検作業等に支障とならないよう、スペースを確保してください。
- ② 広告板の種類は、歩道側はデジタル又はアナログとし、車道側はアナログのみとします。
- ③ 広告板の大きさは、デジタル、アナログともに高さ2.7m以下、幅1.5m以下、奥行き0.25m以下とします。なお、詳細は＜資料3＞を参照してください。
- ④ 広告物（広告コンテンツ）の表示面積は、デジタル、アナログともに2.0㎡以下とします。
- ⑤ 広告物（広告コンテンツ）をデジタル表示する場合は、夜間は消灯することとします。消灯する時間は、別途策定する広告板取扱方針にて取り決めます。

- ⑥ 広告物（広告コンテンツ）をデジタルとする場合、道路管理者、地元自治体、警察等が提供する公共情報を放映するものとし、1ロールあたりの放映時間の30%以上とします。
- ⑦ 実験参加者は、道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、屋外広告物条例等による規制との整合、まちづくりの方向性との調和等を図るために社会実験協議会にて別途策定する「広告板取扱方針」に従ってください。広告板取扱方針の策定にあたり、実験参加者が行う地域活動等の内容と整合が取れたものとするため、実験参加者は広告板取扱方針の策定に協力してください。
- ⑧ 実験参加者は掲出する広告物（広告コンテンツ）の自主審査基準を作成し、社会実験協議会の合意を得ることとし、自主審査基準に基づき自主審査をおこなってください。

自主審査後、掲出する広告物（広告コンテンツ）毎に港区と景観の事前協議を実施し、東京都屋外広告物条例の特例許可を受けてください。

なお、広告物（広告コンテンツ）の調整等に時間を要する場合、本実験の目的に鑑み、地図標識等については、令和3年7月1日までに先行して設置完了していただきます。
- ⑨ 地図標識等の支柱及び広告板の構造や色彩等については、周辺地域の景観との調和に配慮することとし、道路管理者と調整してください。
- ⑩ 上記条件については、関係機関との協議により変更することは可能としますが、協議に必要となる資料作成は実験事業者にて行うこととします。

【共通事項に関する条件】

- ① 設置可能（占用）箇所は、＜資料2＞に示す範囲となります。
- ② 地図標識等及び広告板は、道路占用許可申請を分けることが可能です。
- ③ 「地図標識等」と「広告板」の高さは、合わせてください。
- ④ 占用許可された用途以外の用途に使用することはできません。ただし、道路管理者との調整により、災害情報や観光情報など公益性が高い情報を提供する場合は除きます。
- ⑤ 管理運営の主たる部分（実験期間全体の実施方針、維持管理・運営の実施計画を策定すること及び策定した計画の実施状況について管理すること等）以外は、委託することは可能です。ただし、暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずる業者等を委託先にすることはできません。
- ⑥ 実験参加者は、公共貢献の必須項目として、国道246号上り線青山一丁目交差点～外苑前交差点間の歩道部の植樹帯の除草を行い、良好な道路環境を維持してください。なお、除草時期については、道路管理者と調整してください。
- ⑦ ＜資料2＞に示す設置可能（占用）箇所のうち、植樹帯内に設置する「青山一丁目駅B」については、NPO法人「渋谷・青山景観整備機構」において、植樹帯内の緑化整備が予定されているため、地図標識等及び広告板の設置位置については、別途調整が必要となります。

2) 維持管理に関する条件

1. 点検・保守の範囲および点検方法

- ・範囲については<資料2>に示す部分およびその近傍箇所とします。
- ・点検方法については目視を基本としますが、必要に応じて別途の方法も可能とします。

2. 点検・保守の対象

- ・地図標識等
- ・広告板及び広告板への掲示物
- ・地図標識等及び広告板の設置区間の歩道（国道246号上り線：青山一丁目交差点～外苑前交差点間）

3. 点検・保守の内容

【地図標識等に関する内容】

- ① 地図標識等については、常時良好な状態を保つよう適切に点検を行うこととしますが、不法行為や損傷等があった場合については左記の頻度に関わらず随時行ってください。

また、地図の更新については道路管理者と調整の上、年に1回を目処に行ってください。ただし、地図の内容が変更されていない又は軽易な変更な場合は、道路管理者と調整のうえ、更新を行わないことも可能です。更新する地図の内容については、事前に道路管理者と調整してください。

- ② 著名地点標識について、実施した維持修繕・更新等の実績を記録した<資料4>標識調書を補正し、道路管理者へ提出するとともに、実験参加者においても実験期間中保管してください。

なお、実験期間満了時には、円滑に著名地点標識の維持管理・運営を引き継げるよう道路管理者又は道路管理者が指定する第三者に、点検記録及び標識調書を引き渡してください。

- ③ 著名地点標識について、実験参加者は年1回、道路管理者へ点検結果を報告してください。

なお、必要に応じて、現場立会や補修等を求めることがあります。

【広告板及び広告板への掲示物に関する内容】

- ① 広告板及び広告板への掲示物は実験参加者において適切に点検・管理し道路利用者に迷惑を及ぼさないようにしてください。

【地図標識等及び広告板の設置区間の歩道に関する内容】

- ① 歩道については、路面異常（陥没、舗装剥がれ等）を発見した場合は、速やかに道路管理者へ連絡してください。

【その他】

- ① 維持管理・運営の開始日までに、実験期間全体の実施方針、業務実施・管理体制、維持管理業務及び運営業務の実施計画等を記載した業務計画書を作成、道路管理者に提出してください。

- ② 地図標識等及び広告板の周辺で発生した事故その他の緊急事態を発見し、又はこれについて連絡を受けた場合は、速やかに道路管理者、警察、救急医療機関等へ連絡してください。

3) 運営に関する条件

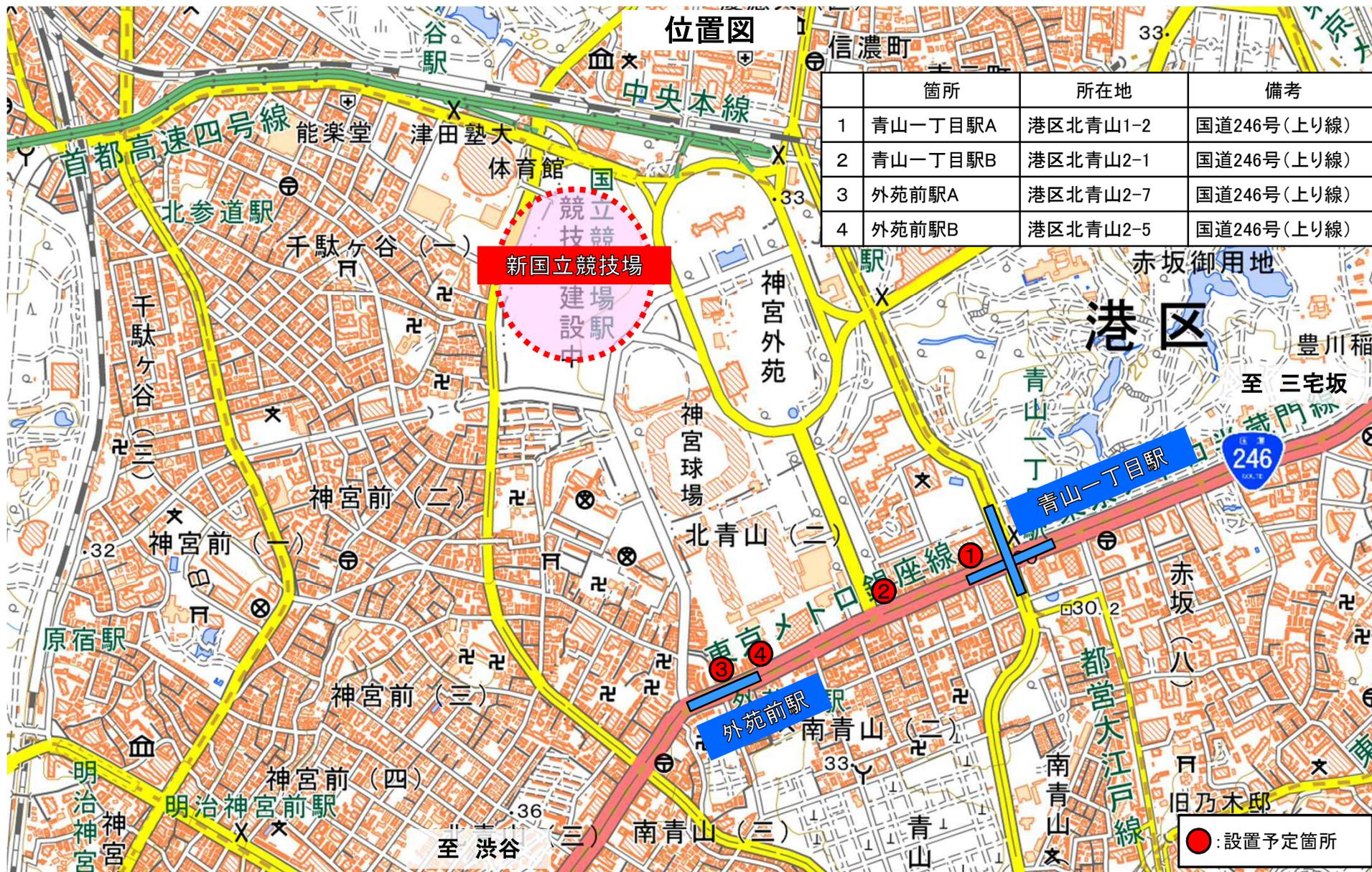
- ① 道路管理者が実施する道路の点検作業、補修工事及び他の占用物件（電力・通信・ガス・上下水道等）の管理者が実施する点検作業、補修工事等に伴い、占用物件が支障とならないよう、道路管理者等と調整を行ってください。
また、道路管理者その他占用物件の管理者が実施する作業・工事により地図標識及び広告板の使用が休止となった場合においても、その期間の営業補償は一切行いません。
- ② 占用物件に関する苦情・問合せについては、実験参加者が責任をもって対応してください。
- ③ 広告板の不正使用等が発見した場合には、実験参加者が責任をもって対応し、広告板の適切な運営に努めてください。
- ④ 道路管理者が行う工事により占用物件が支障となる場合は、占用物件の改築、除却等を道路法第71条第2項第1号の規定を根拠として命じるので、実験参加者の負担で期間内に履行してください。

4) 占用の許可基準に関する条件

- ① 整備対象施設等のための道路の占用が、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること。
- ② 整備対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。

5) その他

- ① 当該物件の権利を譲渡、転貸、あるいは担保に供することはできません。
- ② 東京都屋外広告物条例又は港区景観条例その他東京2020大会等のイベントにより提供できる広告内容が制限される場合等のリスク負担は、実験参加者が負うものとし、道路管理者は一切関知しません。
- ③ 広告板の運営において、道路構造物や利用者等に損害を与えた場合に備え、損害賠償保険に加入してください。
- ④ 施設設置に要した費用、道路占用料等公租公課、事業実施に当たり必要な資料、募集への参加及び占用許可に関する一切の費用は、実験参加者の負担とします。
- ⑤ 地図標識等の設置にあたり、周辺にある既存の地図等の看板の集約化について検討を行い、検討結果を道路管理者へ報告してください。



○地図の表示範囲は、概ね1m四方の板に、概ね1km四方を表示すること。



設置可能(占用)箇所

新国立競技場

港区 至 三宅坂

青山一丁目駅

外苑前駅

※平面図は地理院地図(電子国土web)を使用。

配置イメージ図



①青山一丁目駅A



配置イメージ図

③外苑前駅A



配置イメージ図

④外苑前駅B



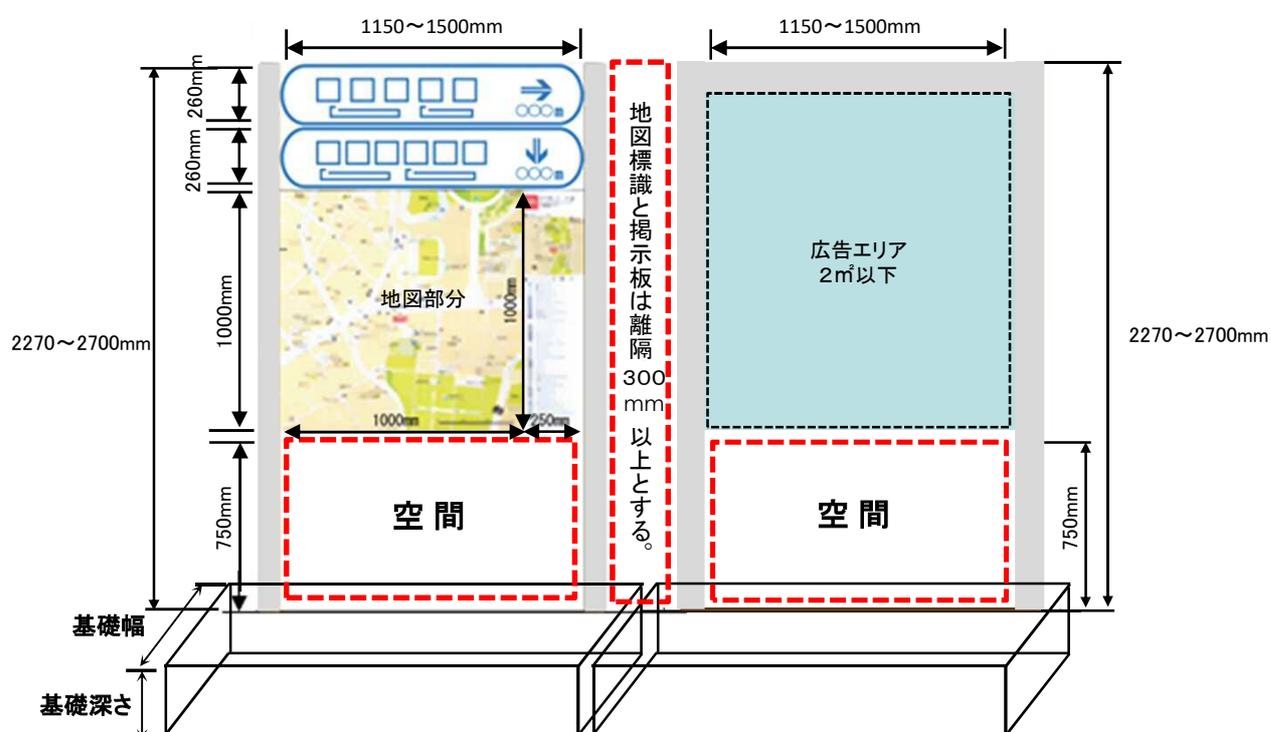
配置イメージ図

②青山一丁目駅B

基準類一覧表(参考)

No	基準類
1	地図を用いた道路案内標識ガイドブック(2003.11)／(財)道路保全技術センター
2	道路標識ハンドブック2019年度版(2019.7)／(一社)全国道路標識・標示業協会
3	道路の移動等円滑化ガイドライン(2019.3)／(財)国土技術研究センター

地図標識と広告板の寸法



地図標識設置候補箇所	種別	表示面積 (m ²) ※最大面積	基礎設置可能寸法	
			基礎幅 (m)	基礎深さ (m)
①青山一丁目駅 A	地図標識	1.3	1.0	1.0
	広告板	4.0	1.0	1.0
②青山一丁目駅 B	地図標識	1.3	2.0	0.7
	広告板	4.0	2.0	0.7
③外苑前駅 A	地図標識	1.3	2.0	1.0
	広告板	4.0	2.0	1.0
④外苑前駅 B	地図標識	1.3	2.0	1.0
	広告板	4.0	2.0	1.0

※表示面積は、地図標識の地図部分、広告板は広告エリア(歩道側及び車道側)の範囲とする。

※基礎設置可能寸法は、地下埋設物調書を確認したものであり、試掘結果により変わる可能性がある。

※②青山一丁目駅Bの基礎については、地面から30cm以深に施工すること。

標 識 調 査 書

路線名	一般国道	号	バイパス	図面対照番号	事務所名	事務所
標識種別	1 案内 2 警戒 3 規制 4 指示			ケレン種別	塗装種類 (㎡)	年月日
番号				柱等塗装工事		施工業者
設置場所	k p 上り 中央 下り			年 月 日		
設置年月日	新設	年 月 日		現 況 写 真 撮影 年 月 日		
	取替	年 月 日				
		年 月 日				
工事名及び 施工業者名		----- 工事 -----				
板下高		m				
構造規格	板	規格	倍率() 縦() 横() 厚()			
		材質	1 鋼板 3 合成樹脂板 2 アルミ板 4 その他()			
		反射	1 なし 3 反射シート(文字・板) 2 ビーズ貼質(文字・板) 4 照明式(内・外)			
	柱	種類	1 路側 3 オーバーハング 2 オーバーヘッド			
		規格	単・複			
	材質	1 P Sカラーポール 3 テーパーポール 2 C Pポール 4 一般鋼管				
他の施設 利用	1 電柱 3 横断歩道橋 5 その他 2 照明灯 4 信号機 ()					

様式第 13 の 3

一般図及び基礎構造図	板面記載
	設置箇所見取図